

令和5年度

宮代町交通安全対策協議会

専門部会の検討結果

# 1 部会委員

<敬称略>

役 職	委 員
部会長	杉戸警察署交通課 佐野 弘和
	宮代町交通指導員会 内山 由榮
	宮代町交通安全母の会 折原 眞知子
	宮代町さわやかクラブ連合会 三浦 保
	一般公募委員 新井 志乃
	一般公募委員 石毛 圭子

## 令和5年度 道路反射鏡設置要望箇所一覧

No.	場所	鏡の 向き	内容
1	宮代台1-20-14地先	左面	北公園のフェンス等により、北大通側の車が見えにくく危険である。
2	国納314-1地先	左面	町内循環バスを運行するにあたり、渋滞状況が確認できない旨運行会社からの訴えがあった。
3	宮代台1-3-12地先	両面	道路狭隘かつ建物及び樹木等により見通しが悪く、非常に危険である。
4	和戸1-9-1地先	右面	交通事故の恐れがあるため。
5	西桑原1343-1地先	右面	右側が無いため歩行者、車両の安全を確認できないため。
6	学園台1-2-2地先	両面	クスリのアオキ宮代店の駐車場から久喜方面へ向かう車が丁字路を左折するケースが増えている。
7	宮代2-2-13地先	左面	右面はミラーがあり見やすいが、左面にはミラーが無く見えない為。
8	宮代2-2-13地先	左面	※No.7と同様の内容 当該箇所の交差点の見通しが悪く、車を半分以上交差点内に侵
9	中島138地先	両面	見通しが悪く左右の状況が確認しにくい為。
10	中157地先	右面	不特定多数の通行者が南側から大通りを渡る際に右側から来る車が見えにくく、衝突事故の危険があるため。
11	宮東773地先	右面	右折する場合、ブロックの空き家が有る為視認性が悪く危険。 夏は作物が伸びさらに悪化。

宮町生発第169号  
令和5年9月28日

宮代町交通安全対策協議会専門部会会長 様

宮代町長 新 井 康 之

令和5年度道路反射鏡設置の必要性について（諮問）

道路反射鏡は、交通事故を未然に防止するための補助的な安全施設として設置しているものであることから、令和5年度における地域の区長等から設置要望がありました道路反射鏡の設置について、貴専門部会の意見を求めます。



令和5年10月24日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町交通安全対策協議会専門部会長

令和5年度道路反射鏡設置の必要性について（答申）

令和5年9月28日付け宮町生発第169号で諮問のあった令和5年度道路反射鏡の設置に関する専門部会の意見は、下記のとおり答申します。

記

1 意見

令和5年度道路反射鏡の設置に関しては、視認性、交通量、周辺の状況を踏まえると、設置の必要性としては以下の4箇所が最も望ましいと考えます。

なお、申請のありました他6箇所につきましても設置の必要性は理解できる場所でもありますので、交通安全対策に努めていただきますようお願いいたします。

2 設置の必要箇所

設置箇所	鏡面の数	鏡面の確認方向
宮代 2-2-13 地先	1面	左面
国納 314-1 地先	1面	左面
和戸 1-9-1 地先	1面	左面
学園台 1-2-2 地先	2面	両面

## 2 専門部会による検討

### ◇会議の開催

令和5年度に区長・自治会長から要望のあった10箇所の道路反射鏡の設置の可否に関する意見を求めるために、下記の日程で専門部会を開催しました。

	開催日	審議内容
第1回	9月28日（木）	要望箇所の現地調査と現地調査採点表の作成
第2回	10月24日（火）	現地調査採点結果を踏まえた審議

### ◇検討結果

要望箇所の現地調査を行い、調査項目について採点表により評価していただき、設置箇所について答申をいただきました。

- ・ 要望箇所数 10箇所（13面）＜※参考：令和4年度10箇所（18面）＞
- ・ 優先箇所数 4箇所（5面）＜※参考：令和4年度3箇所（5面）＞

### 3 令和5年度の対応

令和5年度の道路反射鏡の設置に関しては、宮代町交通安全対策協議会専門部会の答申を受け設置箇所を決定しました。

#### ◇設置決定箇所

・ No.2

国納314-1地先

[Φ800 1面]

・ No.4

和戸1-9-1地先

[Φ600 1面]

・ No.6

学園台1-2-2地先

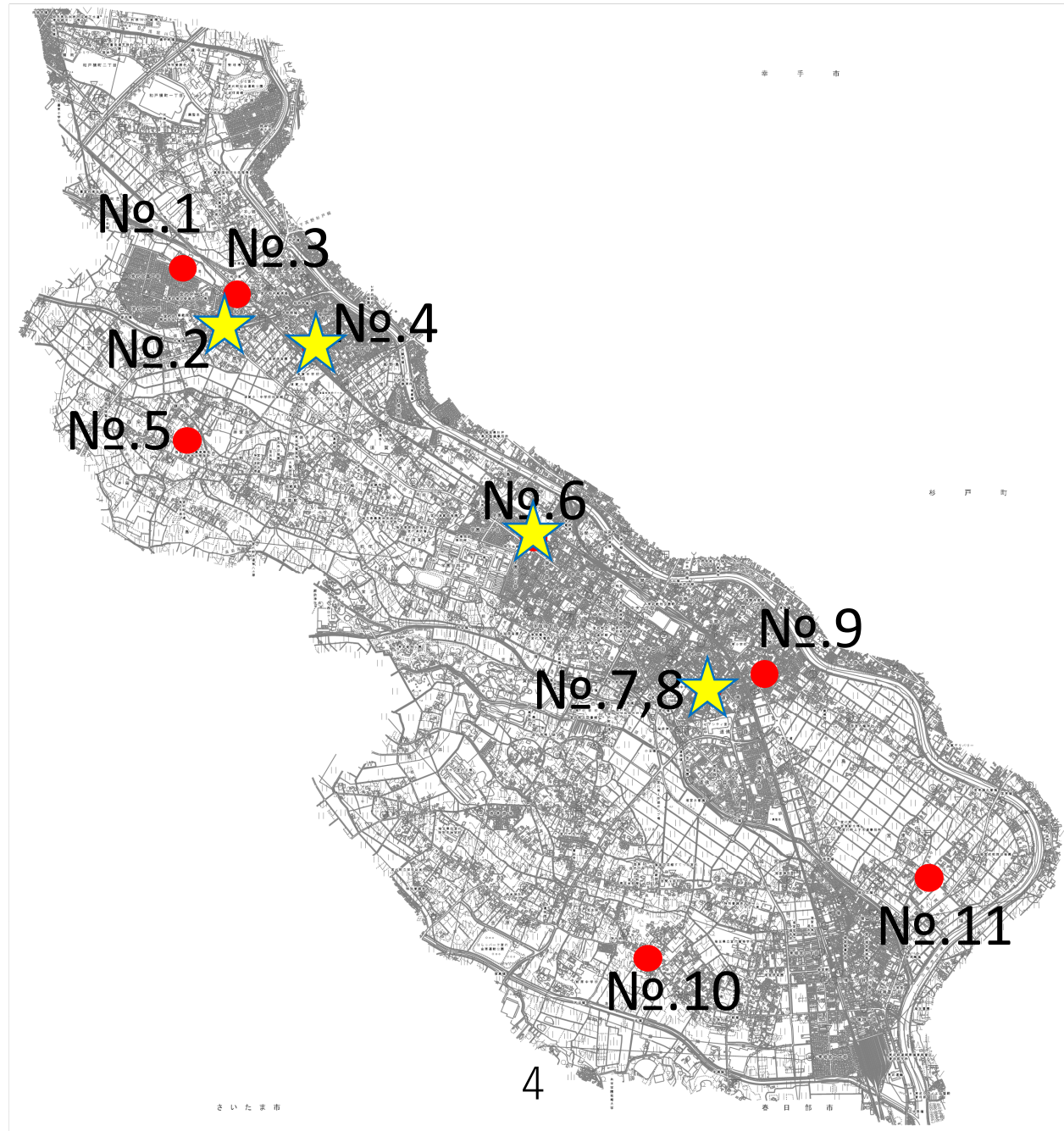
[Φ600 2面]

・ No.7,8

宮代2-2-13地先

[Φ800 1面]

# 4 要望箇所





No.1

- ◇要望箇所
- ◇要望内容
- ◇検討結果
- <理由>

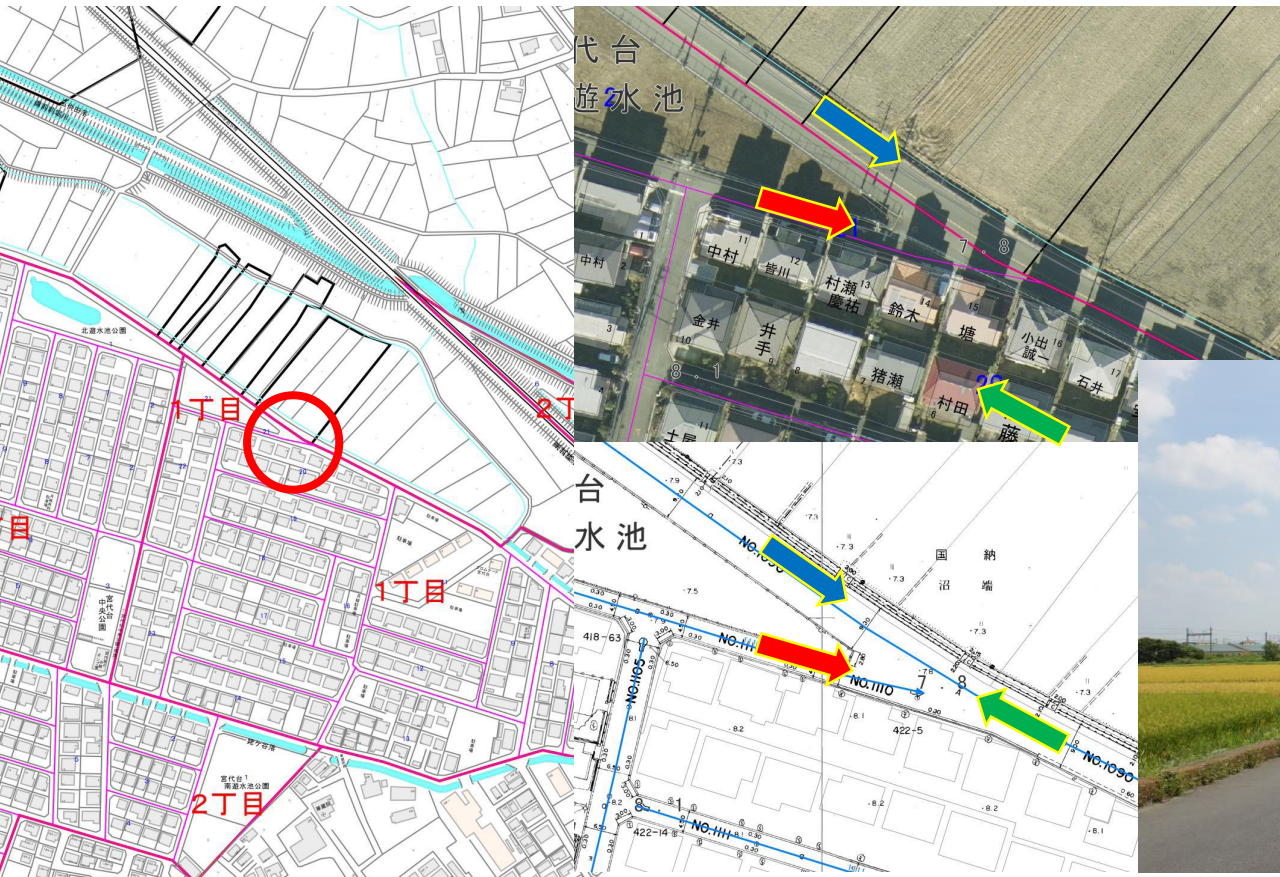
宮代台1-20-14地先

北公園のフェンス等により、北大通側の車が見えにくく危険である。

今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。

両町道は交通量が少なく一時停止の標識や停止線もあり、見通しが確保されているため、車両は徐行前進により、安全確認ができるため設置する必要が低い。

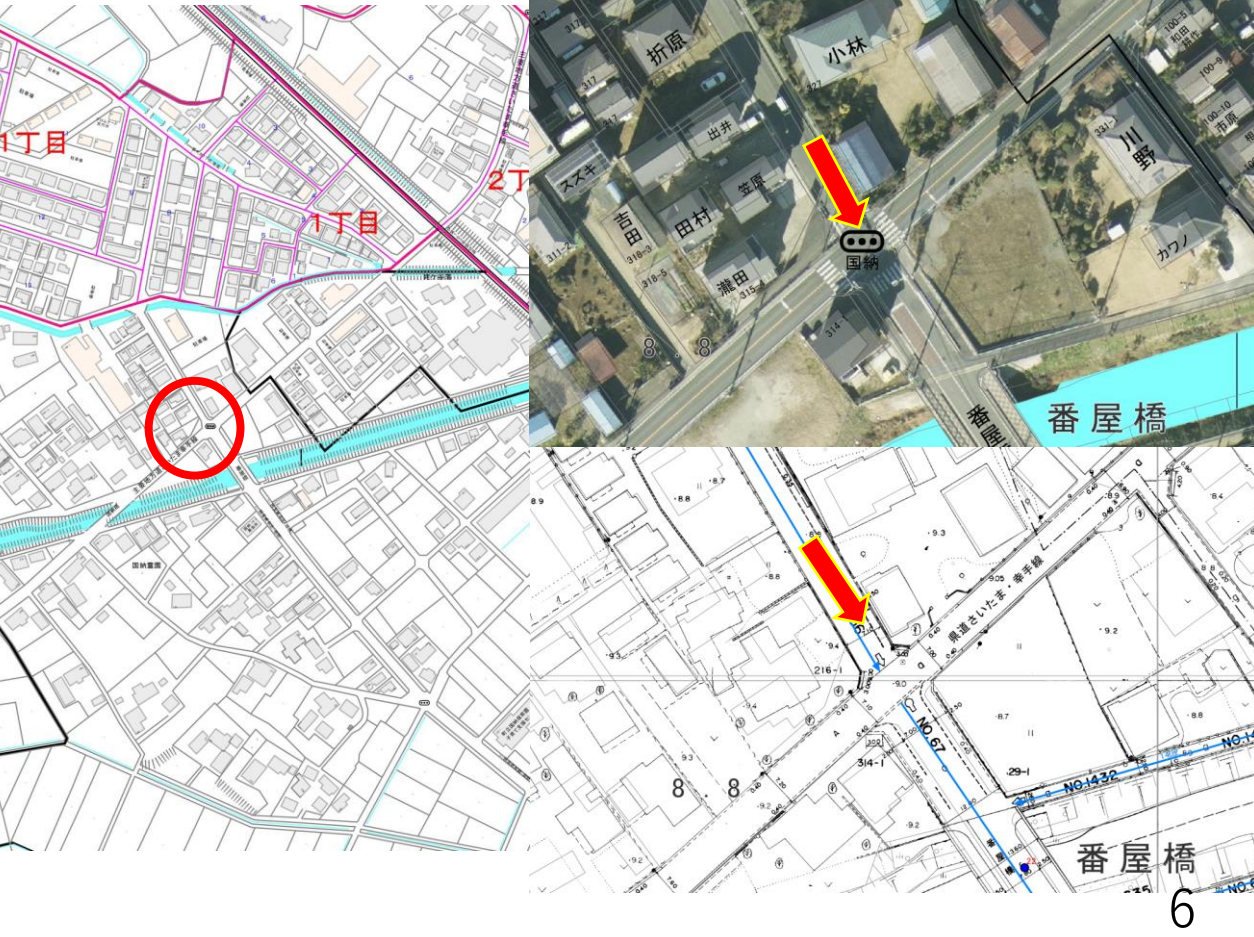
◇現場の状況





- No.2
- ◇要望箇所 国納314-1地先
  - ◇要望内容 町内循環バスを運行するにあたり、渋滞状況が確認できない旨運行会社からの要望があった。
  - ◇検討結果 **左面設置**
  - ◇備考 設置について杉戸県土整備事務所と協議中

◇現場の状況





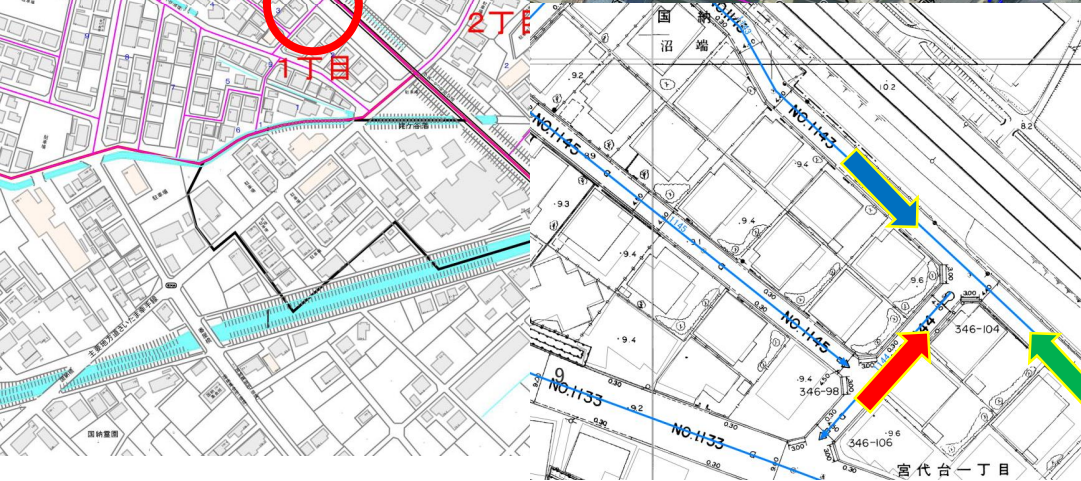
No.3 ◇要望箇所 宮代台1-3-12地先

◇要望内容 道路狭隘かつ建物及び樹木等により見通しが悪く、非常に危険である。

◇検討結果 今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。

<理由> 両町道は交通量が少なく一時停止の標識や停止線もあるため、車両は徐行前進により、安全確認ができるため設置する必要性が低い。

### ◇現場の状況





No.4

- ◇要望箇所
- ◇要望内容
- ◇検討結果

和戸1-9-1地先  
 交通事故の恐れがあるため。  
**右面設置**

◇現場の状況



施工前



施工後





No.5

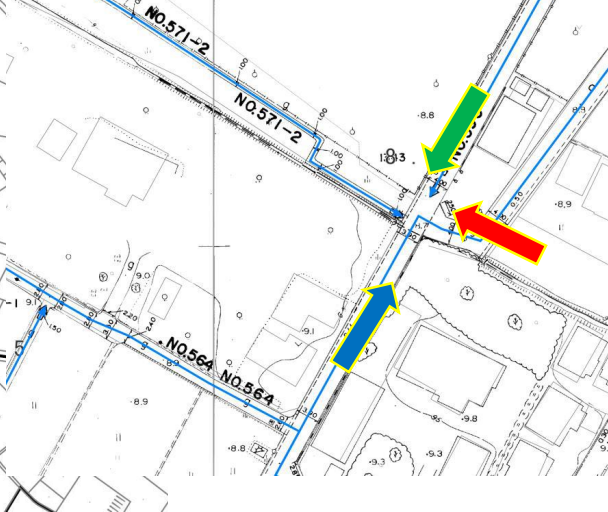
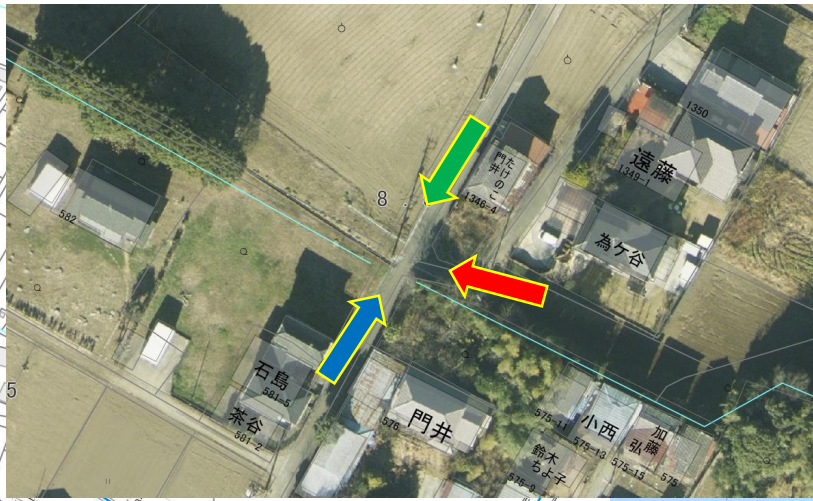
◇要望箇所 西条原1343-1地先

◇要望内容 右側が無いので歩行者、車両の安全を確認できないため。

◇検討結果 今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。

<理由> 両町道は交通量が少なく、見通しが確保されているため、車両は徐行前進により、安全確認ができるため設置する必要が低い。

◇現場の状況





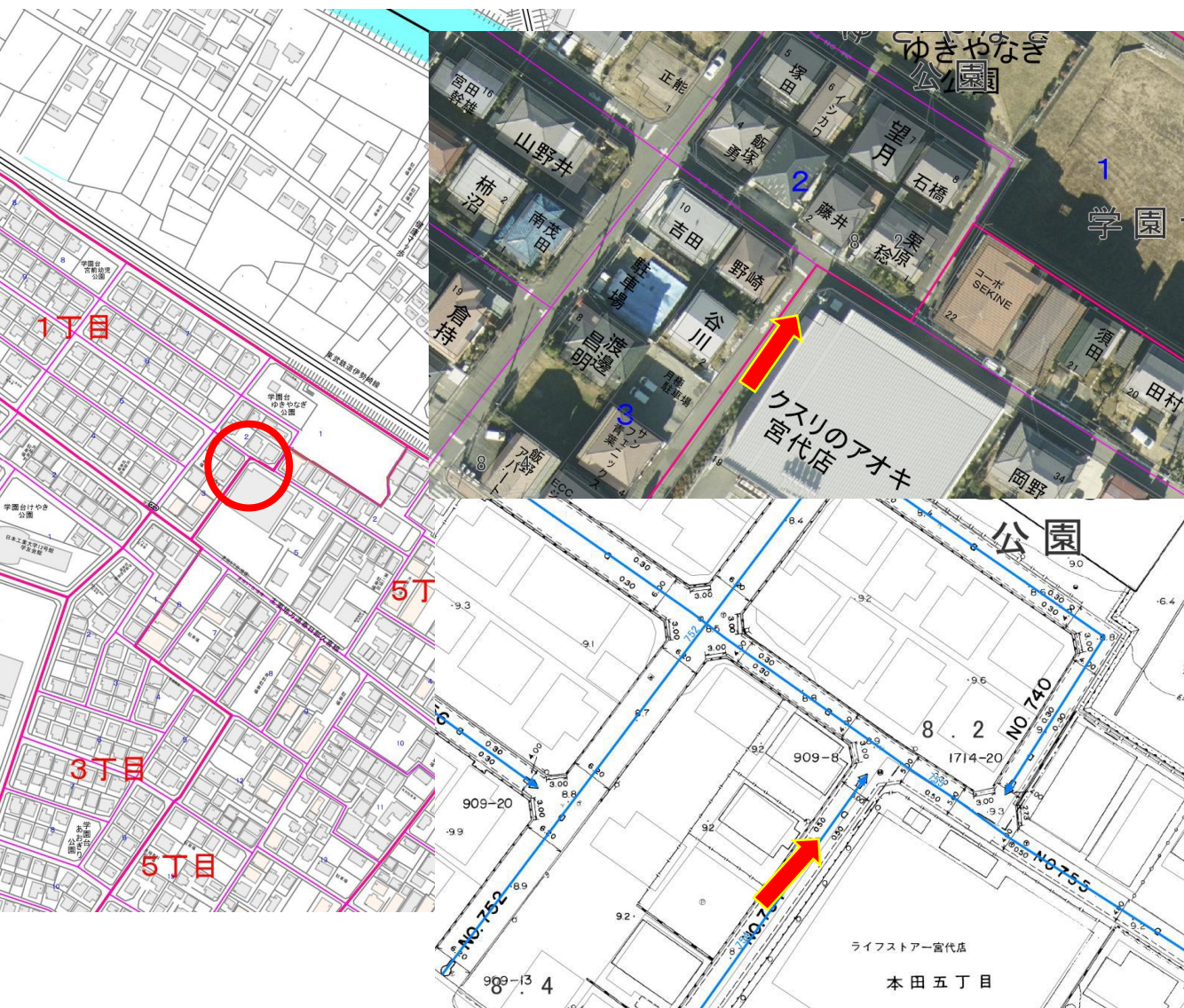
No.6

◇要望箇所 学園台1-2-2地先

◇要望内容 クスリのアオキ宮代店の駐車場から久喜方面へ向かう車が丁字路を左折するケースが増えている。

◇検討結果 **両面設置**

◇現場の状況



施工前



施工後



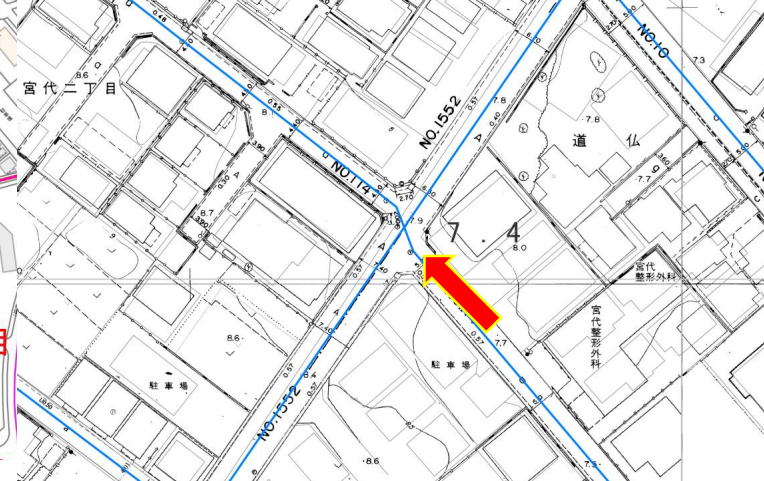
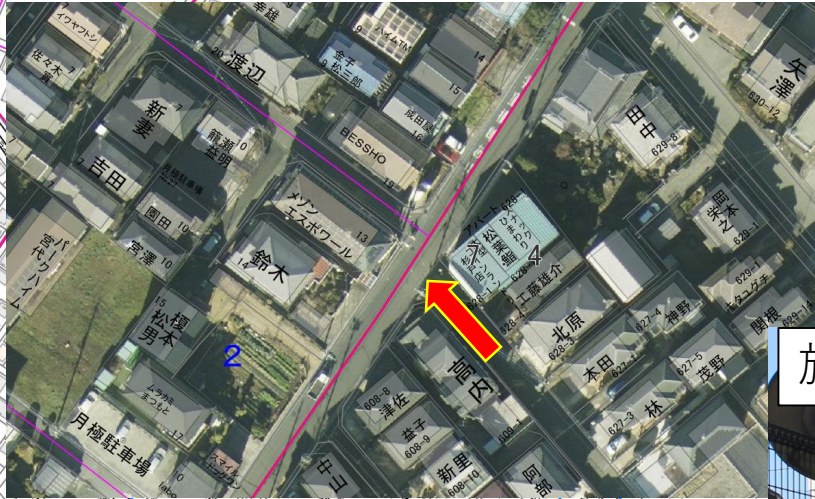
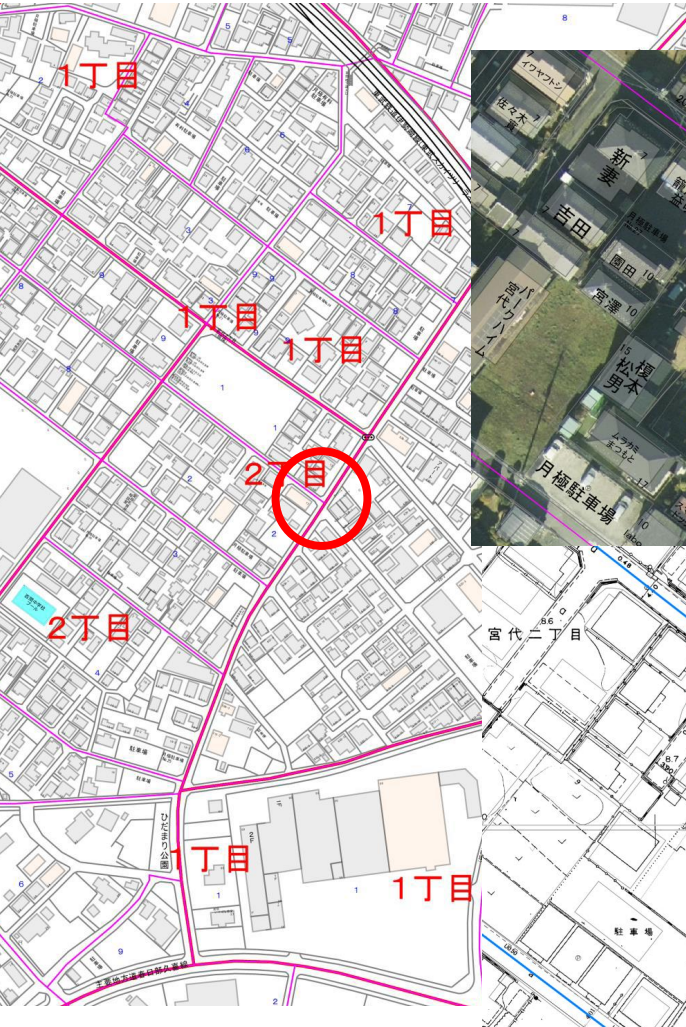


No.7, 8◇要望箇所 宮代2-2-13地先

◇要望内容 当該箇所の交差点の見通しが悪く、車を半分以上交差点内に侵入させないと左側が見通せず、非常に危険なため。

◇検討結果 **左面設置**

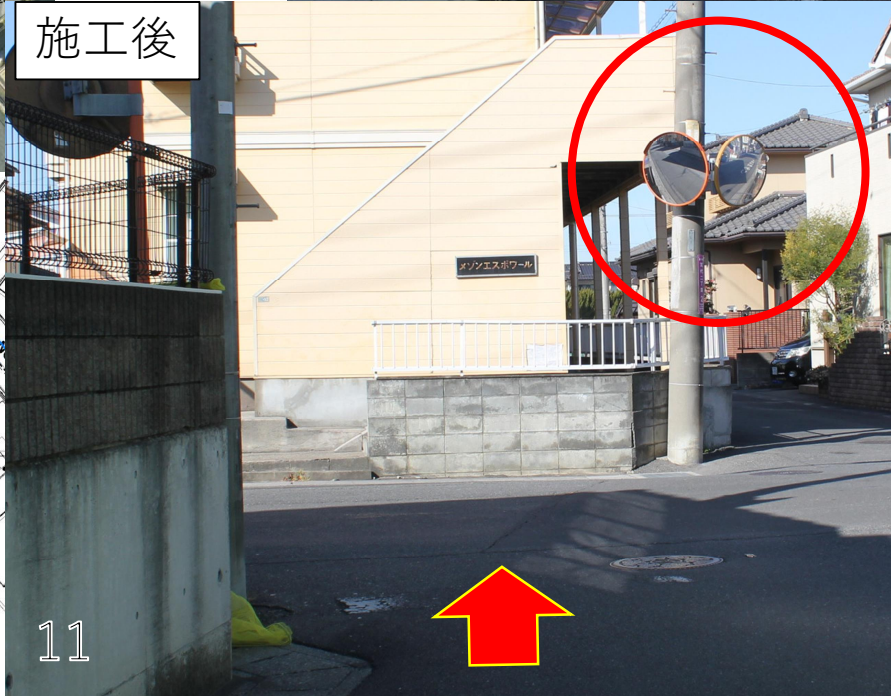
◇現場の状況



施工前



施工後

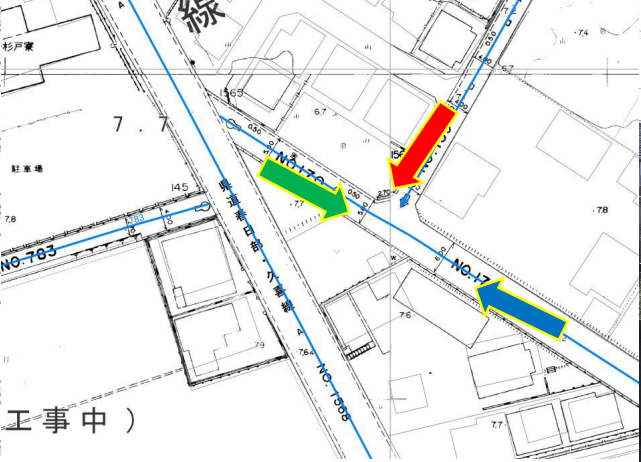
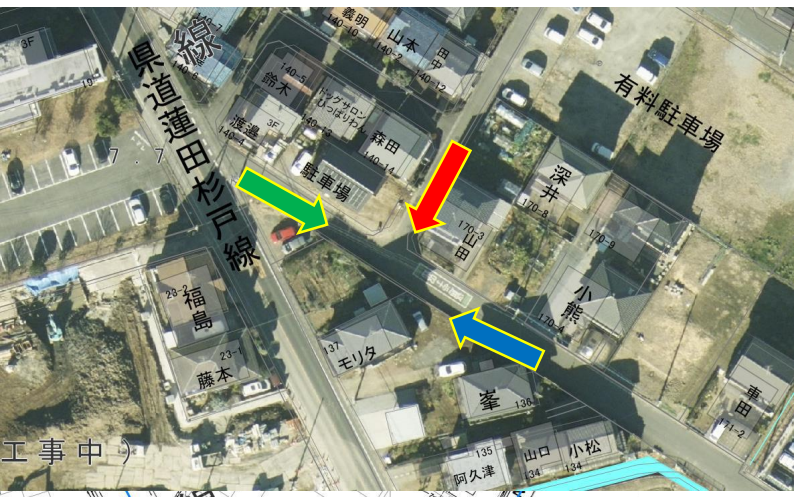
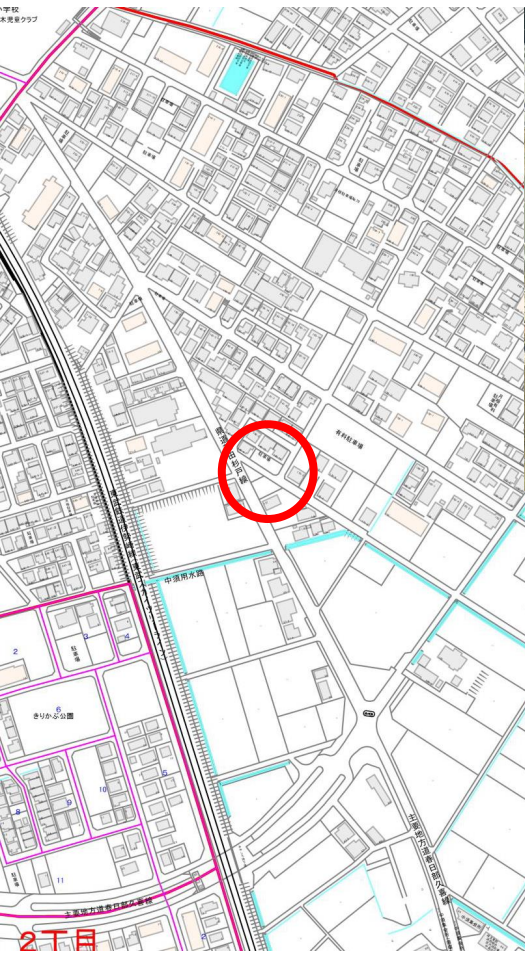




No.9

- ◇要望箇所 中島138地先
- ◇要望内容 見通しが悪く左右の状況が確認しにくいいため。
- ◇検討結果 今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。  
<理由> 両町道は交通量が少なく、見通しが確保されているため、車両は徐行前進により、安全確認ができるため設置する必要性が低い。

◇現場の状況





No.10

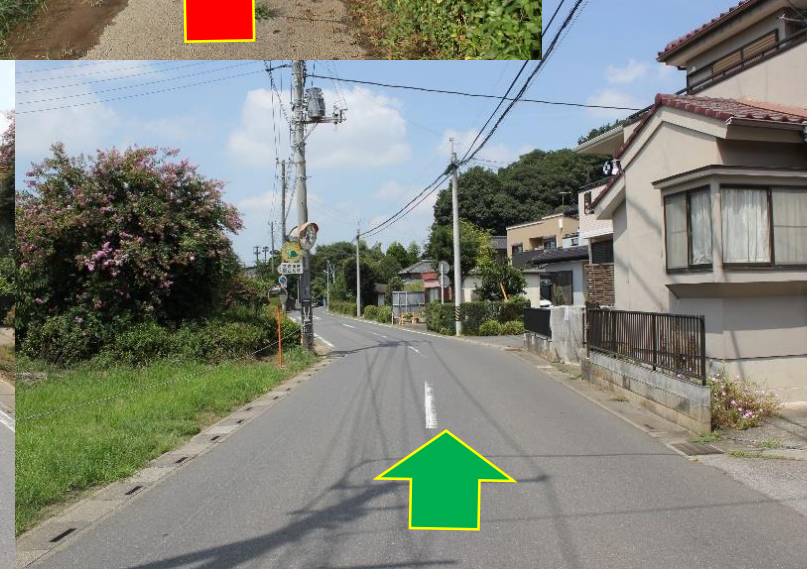
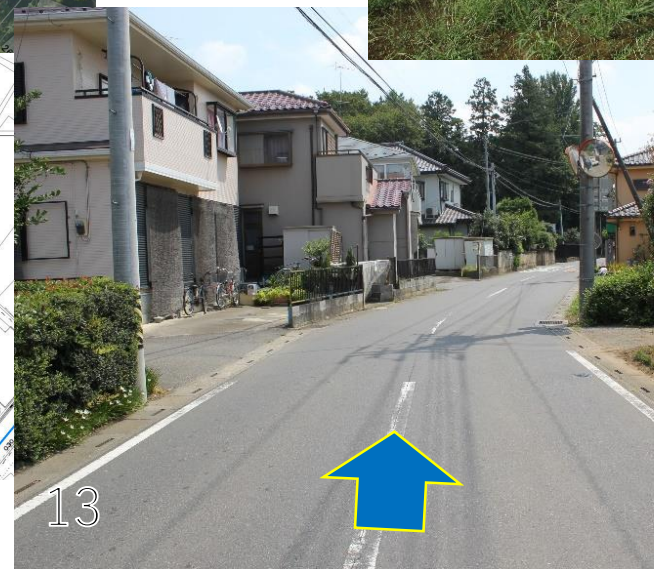
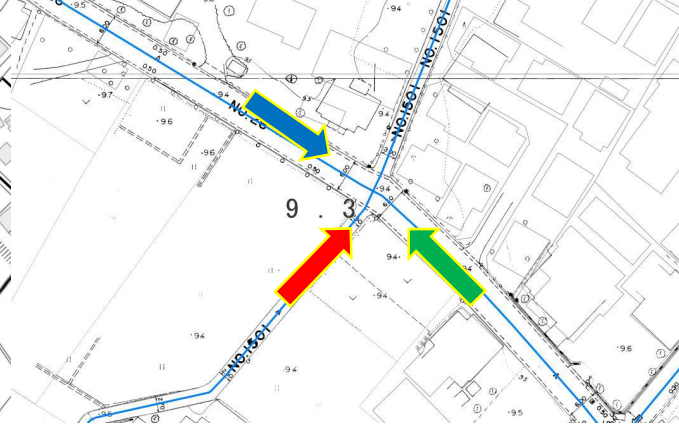
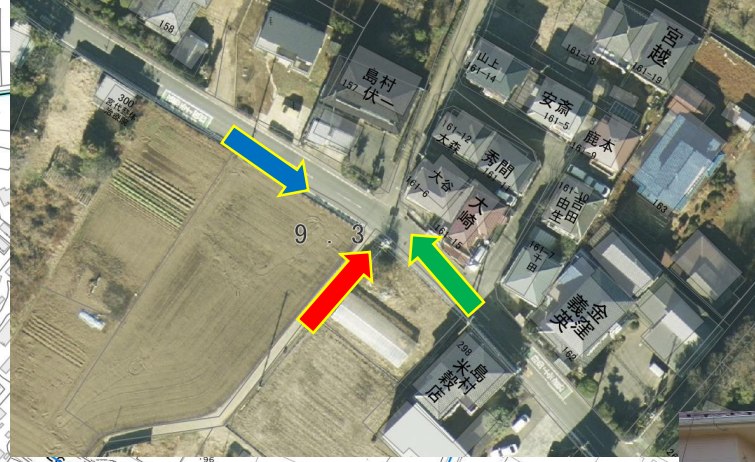
◇要望箇所 中157地先

◇要望内容 不特定多数の通行者が南側から大通りを渡る際に右側から来る車が見えにくく、衝突事故の危険があるため。

◇検討結果 今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。

<理由> 大通りを渡る道路（町道1501号線）は、交通量が少なく、見通しが確保されており、また、通行するものも限定されるため、設置する必要性が低いと判断。

◇現場の状況





No.11

◇要望箇所 宮東773地先

◇要望内容 右折する場合、ブロックの空き家が有る為視認性が悪く危険。夏は作物が伸びさらに悪化。

◇検討結果 今後利用形態など変更が生じ、再度地元から要望があった場合、再度検討が望ましい。

<理由> 両町道は交通量が少なく一時停止の標識や停止線もあり、見通しが確保されているため、車両は徐行前進により、安全確認ができるため設置する必要が低いと判断。

◇現場の状況

